

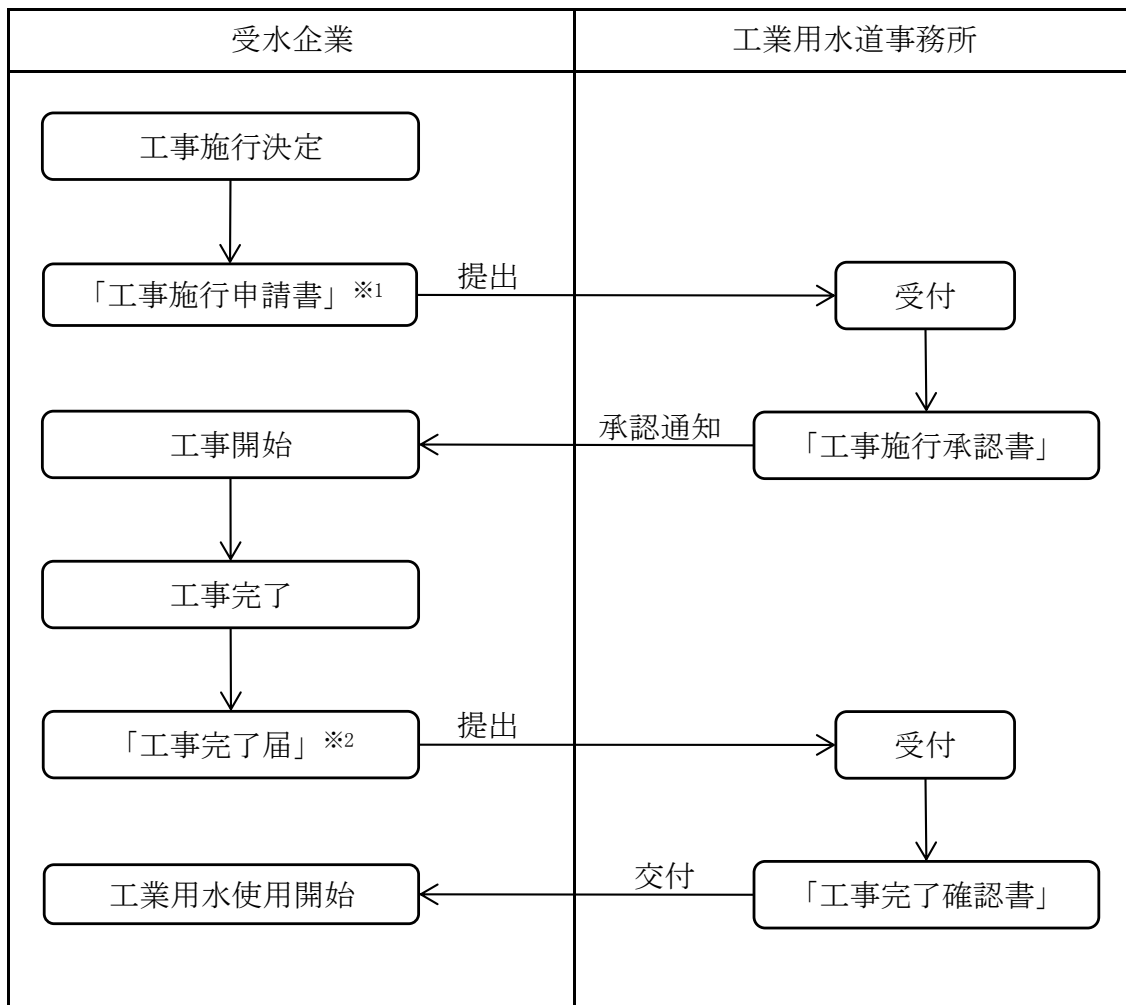
給水・流末施設の工事に係る手続きについて

給水・流末施設等の工事を行う場合は、岡山県工業用水道事業供給規程第9条により、一定の手続きが必要となります。

対象の工事としては、新規給水・流末施設の設置、量水器の取替、受水槽の改良、配管の経路変更等になります。

下記のフローを参考に、手続きを行ってください。

【手続きの流れ】



注意事項

※1：工事施行申請書に次の資料を添付してください。

- ・カタログの写し等（性能・形状のわかるもの）
- ・図面（給水・流末施設の配管経路や機器の設置場所等がわかるもの）

※2：工事完了届に次の資料を添付してください。

- ・工事写真（工事着手前、完成後）

量水器を更新する場合は次の資料も添付してください。

- ・器差成績書
- ・検定期限（確認できる書類又は写真）
- ・旧量水器の撤去前、及び新量水器の通水前メーター値を、撮影日時がわかるもの（スマートフォンの時計表示や置き時計など）を添えて撮影した写真